

(別紙)

## 「光化学オキシダント緊急時措置等実施計画書」作成要領

### 1 提出書類【神奈川県 HP からダウンロードして最新の様式で提出してください。】

＜主要ばい煙排出者の方へ＞

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/photochemistry/p23608.html>

#### ＜必須提出書類＞

- (1) 様式第2「光化学オキシダント緊急時措置等実施計画書」（別紙あり）
- (2) 別紙1「重油換算使用量内訳書」（令和6年度計画）
- (3) 別紙2「窒素酸化物排出量等積算内訳書」（令和6年度計画）
- (4) 別添 窒素酸化物連続測定機の設置状況調査表
- (5) 工場平面図（対象となる施設の位置、燃料流量計の設置位置、窒素酸化物連続測定機（NO<sub>x</sub>計）の設置位置等を明示したもの。）
- (6) 添付資料「光化学オキシダント緊急時措置に係る調査票」（別紙あり）
- (7) その他関係資料（工場概要のパンフレット等）

\* パンフレット等を更新していない工場・事業所は提出不要

#### ＜場合により提出が必要な書類＞

- (8) 様式第2「光化学オキシダント緊急時措置等実施計画書」別紙説明資料  
以下に該当する場合は、それぞれの様式を提出してください。

○様式第2別紙「1 窒素酸化物に対する措置」の削減率が次表の削減率を達成できない場合

発令区分	削減率	作成様式
前日A予報	10%	説明資料1
当日A予報	20%	説明資料2
注意報		
警報	25%	説明資料1
重大緊急時警報	40%	

○炭化水素系物質の取扱いがある場合

作成様式：説明資料3

### 2 記入上の留意事項

- (1) 様式第2別紙「1 窒素酸化物に対する措置」及び「2 1以外の施設から発生する窒素酸化物に対する措置」について

- ・窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）に関する措置を記入してください。
- ・なお、措置としては、原燃料使用量の削減や稼働停止以外に、次のような対策がありますので、様々な対策を組み合わせることも可能です。

#### 《原燃料使用量削減以外の削減対策例》

- 脱硝効率の向上（アンモニア（NH<sub>3</sub>）注入量の増加等）
- 運転条件の改善等（排ガス再循環、水蒸気吹込、低空気比燃焼、燃焼室熱負荷低減等）
- 添加剤の投入
- ・工場・事業場（市町村・一部事務組合の一般廃棄物処理場を除く。）のバッチ式の焼却炉は、原則として緊急時には新たな焼却は開始しないでください。

①「通常の1時間当たりの燃料使用量」欄について

○原燃料使用量の削減を行う場合には、通常燃料使用量（緊急時措置の削減率を算定するベース）として、4月から10月の期間で昼間（10時から16時）の稼働状況を代表する数値を記入してください（記入例参照）。

※重油換算使用量（燃料使用量×原燃料係数×施設係数）も併記してください。（記入例参照）

○原燃料使用量削減以外の削減対策を行う場合は、同様に**通常のNOx排出量、NOx濃度**も記入してください。その場合は、工場全体の列には、工場全体での通常のNOx排出量を記入してください（記入例参照）。

②「〇〇における措置、削減率」欄について

**措置**

○措置内容（原則として**通常燃料使用量削減（※）**または**NOx排出量の削減**）を記入してください。

※重油換算使用量（燃料使用量×原燃料係数×施設係数）も併記してください。

○燃料削減以外の対策を行う場合は、措置時の濃度（ppm）も記入してください。

**削減率**

○各段階における措置による削減率を記入してください。

**※計画削減率が発令区分に応じた削減率を達成していない場合（1提出資料（8）中表参照）は、説明資料1あるいは2を必ず提出してください。**

○NOx排出量の削減対策を行う場合、自主管理値からの削減率ではなく、原則として通常のNOx排出量からの削減率を記入してください。

○削減する施設を特定できない場合には、合計欄にのみ、措置内容と削減率を記入してください。その場合に、措置内容が複数あるときは、措置欄に措置内容別の削減率内訳を記入してください。

③稼働パターンについて

○4月から10月の期間に定期修理等を計画し、燃料使用量に変動のある工場は、その期間に見合うように計画してください。

○日によって、稼働状況が異なり燃料使用量が大きく変わる場合には、いくつかの**代表的な操業パターン**に分けて計画を作成してください。

**【例】**

大型ボイラーが3基（A、B、C）あり、複数の運転パターン

（①A+B+C、②A+B、③C）がある場合。

→①、②、③それぞれのパターンで計画を作成し、最も稼働することが多いパターンを左端に記入してください。

(2) 様式第2 別紙「3 炭化水素系物質に対する措置」

○炭化水素系物質の**取扱い**がある場合、説明資料3を提出してください。

○炭化水素系物質の取扱量、その工程及び削減内容を説明する資料がありましたら併せて提出してください。

**排出防止措置欄**

○炭化水素系物質に対する措置の概要を記入してください。（詳細は説明資料3に記入してください。）

- 原則操業に影響するような措置までは求めませんが、重大緊急時警報発令時には措置が求められますので、あらかじめ想定の上記入してください。
- 常時削減対策を実施している場合は、その概要を記入してください。（詳細は説明資料3に記入してください。）

《炭化水素の削減対策例》

- ① タンクローリーへの受入れ中止
- ② 塗装ラインの稼働率ダウン
- ③ タンク間の移送中止
- ④ 溶剤の飛散防止対策

### ※産業廃棄物焼却炉の場合の記入方法について

（原燃料使用量等実態届出書作成時と同様の対応をお願いします。）

<別紙1「重油換算使用量内訳書」>

- ダウンロードしたExcelファイルを使用する場合

内訳書では、「その他の原燃料」について発熱量を入力すると「原燃料係数」が自動計算されるようになっていますが、計算式は燃料換算用のものになっていますので計算で求めた正しい値で上書きしてください。

→原料（産業廃棄物）の発熱量をもとに重油換算使用量を求める方法

原料の発熱量(kJ/kg)÷8,790.705×0.55＝原燃料係数(ファイル上書)  
使用量(kg/h)×原燃料係数＝重油換算使用量(L/h)

<別紙2「窒素酸化物排出量等積算内訳書」>

- 「NOx 排出量」欄への記入

記入例においても「NOx 排出量」欄の「排出ガス量（乾き）」の算定方法が示されていませんが、産業廃棄物の場合は、「一般廃棄物焼却炉に係る別紙2の排出ガス量（乾き）算出方法」（原燃料使用量等実態届出書の作成を依頼した際に添付したものです。）を参考にするなどにより求めてください。

## 3 提出期限（提出は郵送・持参いずれの方法でも結構です。）

令和6年2月26日（月）

- ・提出書類一式を3部まとめて提出してください。  
（うち1部は、受理後、受理書と併せて、返送しますので、返信用封筒は不要です。）

## 4 提出先

神奈川県環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ

〒231-8588

横浜市中区日本大通1（郵便番号記載により所在地の記載は省略できます。）

※持参される場合は、新庁舎4階環境課までお越しく下さい。

（平日9時～11時、13時～16時）

## 5 今後の予定

令和6年3月～4月 ヒアリング（必要な場合）

計画書等の1部を受理書同封で返送

4月～10月 令和6年度緊急時措置実施期間

※ 必要に応じて、主要ばい煙排出者に係る立入検査を実施します。